

明石市保育士総合サポートセンター（無料職業紹介所）の業務運営に関する規程

第1 開所日時

- 1 明石市保育士総合サポートセンター（無料職業紹介所）（以下、「センター」という。）の開所日は月曜日から金曜日で、時間は8時55分から17時40分までです。ただし、12月29日から翌1月3日、及び、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

第2 取扱職種の範囲

- 1 センターの取扱職種の範囲は、保育士、保育教諭、保育補助、看護師、栄養士及び調理員（以下、「保育士等」という。）とします。

第3 求人

- 1 センターは、明石市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）からの保育士等の求人の申込みを受理します。ただし、明石市立保育所の正規職員の求人は除きます。

また、その申込みの内容が次のいずれかに該当する場合は、受理しないものとします。

- (1) 法令に違反するとき
 - (2) 通常の労働条件と比べて著しく不相当と認められるとき
 - (3) 職業安定法施行令（昭和28年政令第242号）第1条で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第4条の3第3項に定める場合に該当する者に限る。）からの申込みであるとき
 - (4) 労働条件が明示されないとき
 - (5) 暴力団員等による申込みであるとき
 - (6) 正当な理由なく前各号に該当するかどうかの確認のためにセンターが行う報告の求めに応じない者からの申込みであるとき
- 2 求人の申込みは、求人者が所定の労働条件（業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件）を明らかにした求人票により、センターにお申込みください。申込みは、直接来所による他、センターホームページの求人登録フォームからも申し込むことができます。

なお、求人票はセンターホームページよりダウンロードできます。

- 3 求人の申込みの取り消しまたは内容を変更する場合は、直接来所、またはホームページの登録フォームにより届け出てください。

第4 求職

- 1 センターは、明石市内の保育所等に保育士等として就職を希望するいかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みは、所定の求職票によりお申込みください。申込みは、直接来所による他、センターホームページの求職登録フォームからも申し込むことができます。なお、求人票はセンターホームページよりダウンロードできます。
- 3 求職の申込みの取り消しまたは内容を変更する場合は、直接来所、またはホームページの登録フォームにより届け出てください。

第5 紹介

- 1 求職者には、ご希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう極力支援いたします。また、求人者には、ご希望に適合する求職者をあつせんできるよう努めます。ただし、求人、求職の申込みにより、紹介・就労を約束するものではありません。
- 2 紹介に際しては、求職者に、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件について、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、電話等により明示を行います。
- 3 求職者を求人者に紹介する場合には、センターより発行する紹介状を持参して求人者の面接を受けていただきます。
- 4 採用に当たっての労働条件等は、求職者は事前に求人者から十分な説明を受けるとともに、求人者は、労働契約の締結に際して求職者に労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に基づく労働条件を書面により明示して下さい。
- 5 センターは、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介をいたしません。

第6 その他

- 1 センターは、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。ただし、労働契約やそれに付随する労働条件等については、求人

者と求職者の合意によるものであり、トラブルが生じても明石市及びセンターはその責任を負いません。

- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者双方からセンターに対して、その報告をお願いします。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をお願いします。
- 3 センターは、求職者または求人者から知り得た個人情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取扱います。
- 4 センターは、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱は一切いたしません。
- 5 センターは、求人及び求職の申込者が、次のいずれかに該当する場合は管理簿から削除し、以後紹介を行いません。
 - (1) センターの紹介により、雇用が決定したとき
 - (2) 求人票または求職票に記載された有効期限を満了したとき
 - (3) 当事者から、申込みに係る取り消しの届け出があったとき
 - (4) 半年以上、当事者と連絡が取れないとき
 - (5) その他申込者として、不適格と認められる事実を確認したとき
- 6 センターは、無料職業紹介事業を終了するときは、管理簿に現状登載された求人者及び求職者に対し、その旨をお知らせします。
- 7 センターの業務の運営に関する規程は以上のとおりですが、センターの業務はすべて、職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明な点は係員におたずねください。

平成30年6月1日

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和3年12月1日改正

明石市こども局こども育成室待機児童対策担当課長